

監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との 連携に関する共同研究報告

平成 17 年 7 月 29 日
日本監査役協会
日本公認会計士協会

1. はじめに

(1) 共同研究報告取りまとめの経緯

従来、監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）と監査人との連携については、商法上の計算書類等の監査を中心に、主として以下の指針に基づき対応を行ってきた。

- ・ 「監査役と会計監査人との関係を保つための実務指針」（平成 6 年 1 月 10 日改正 日本監査役協会）
- ・ 監査基準委員会報告書第 25 号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」（平成 16 年 2 月 17 日 日本公認会計士協会）

今般、金融庁が公表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について」（平成 16 年 12 月 24 日）における「コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実」において、監査役等と監査人との連携が明確なテーマとして位置付けられ、これを受けて「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成 17 年 3 月 31 日 内閣府令第 34 号）により、平成 17 年 3 月期決算会社から有価証券報告書に「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載の一部として、監査役等と監査人との相互連携の記載が義務付けられた。また、新会社法では、会計監査人の報酬等の決定について監査役等の過半数の同意を必要とされるなど、従来に増して監査役等と会計監査人との連携強化が求められることになった。

もとより、監査役等はその会計監査業務を行うに当たって、監査人の監査の方法と結果の相当性を判断する責務を負っている。また、監査人にとっても、監査役等の意見は、自らの監査意見形成の基礎に役立てることができることから、両者の関係は今後ますます重要性を増してくるものと考えられる。両者の連携は、相互の信頼関係を基礎として築き上げられるものであり、具体的な連携の方法や密度をより高度化し、それぞれが担う監査業務の品質を高めることは、監査に対する株主・債権者・一般投資家等利害関係者の更なる期待に応えると同時に、企業活動の健全化に資することができるものと考えられる。

このような状況の変化を契機として、日本監査役協会と日本公認会計士協会は、「監査役等と監査人との連携」について共同研究報告の取りまとめを行った。

(2) 共同研究報告の位置付け

この共同研究報告は、監査役等と監査人の相互連携の考え方についての一助となるよう、商法上の監査に止まることなく証券取引法上の監査も含め、監査役等と監査人における監査業務の品質及び効率を高めるために、どのような相互連携が望ましいかとの観点からまとめられたものであり、以下に記載されている事項はあくまでも実務の参考に供するための例示である。したがって、どのような事項を採用するかは、各個別会社における監査局面において監査役等と監査人との協議により決定されるべきものである。

なお、既に両協会から公表されている上記指針等は、この共同研究報告によって、より有効に運用され、両者の監査業務の品質及び効率が更に高まることが期待される。

2. 監査役等と監査人との連携の必要性和効果

商法監査における監査役等と監査人とは、監査人が会計監査人として監査役等に監査報告書を提出し、監査役等が会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断する関係にある。会計監査人は、会計に関する監査の方法とその結果である監査意見を表明することが義務付けられており、監査役等が監査の方法と結果の相当性を判断するために必要かつ十分な情報提供と説明義務を果たさなければならない。

また、新会社法第 397 条第 1 項では、「会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。」、第 2 項では「監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。」と規定されている（監査役会設置会社及び委員会設置会社における第 1 項又は第 2 項の適用については、同条第 3 項及び第 4 項に読み替えの規定がある。）。しかし、両者の連携の実を上げるためには、これらの規定は当然のこととして、むしろ、法律で規定されていない状況下においてどのように連携を図るかが重要である。

監査役等と監査人にとって、監査上の重要ポイントについての意見交換等の連携を強化することにより、会社の現状について幅広い情報を得ることができ、効率的な業務の遂行に資することができる。

両者の連携の効果については、以下のように要約することができる。

監査の品質向上

監査の効率化

コーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与

3. 監査役等と監査人との協議事項

監査役等と監査人は、以下の事項について協議等を行い、両者の期待に相違が生じないようにする必要がある。

監査契約締結時又は監査人若しくは監査役等の交代時における、それぞれの監査体制等に関する事項

監査人から監査役等への報告事項や情報提供の範囲

監査役等から監査人への情報提供の範囲

監査業務の局面に応じた両者における対応の方法

4. 監査役等と監査人との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項

連携の方法、時期及び情報・意見交換すべき事項については、会社の規模や業種、その他両者の置かれている状況に応じて両者の合意により決定する。

連携の方法としては、会合、口頭又は文書による情報交換や、監査役等による監査人の監査現場への立会などが考えられる。

連携の時期と情報・意見交換すべき事項については以下に例示するが、その決定に当たっては、連携の効果が上がるよう考慮し、両者は効率的な業務の遂行に努める。

監査役等と監査人との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項の例示

会合の時期	情報・意見交換事項の例示	備考
監査契約締結時又は監査人若しくは監査役等の交代時	監査人の状況と監査体制 監査法人（又は個人の公認会計士）の概要 選任の経緯 監査契約内容、監査報酬及び非監査報酬の額 監査人の独立性に関する事項 監査役等の監査体制	職務を行うべき社員の交代、監査役等の交代などに際しての情報交換
監査計画策定時	監査人による監査計画 前期からの会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点 経営環境に関する事項 監査上の重要課題 内部統制の評価の方法及び実施時期 重要な実証手続の内容及び実施時期 新たな会計基準の適用についての情報 重要な会計方針（連結範囲を含む。）や会計処理に関する事項 往査先（事業所・子会社等）、往査時期、監査日数、監査従事者数 監査役等による監査計画	監査計画に重要な修正があった場合は、速やかに監査役等へ報告 連結計算書類の監査を含めた連携（以下同じ）
中間監査時	監査人による中間監査の実施状況 監査人の中間監査報告書の記載内容	会計監査人が取締役の職務執

	<p>監査意見（会計方針、会計処理及び表示）</p> <p>継続企業の前提に関する事項</p> <p>不正、誤謬、違法行為及び内部統制の不備等</p> <p>重要性のない未修正の事項とそれについての</p> <p>監査人の判断</p> <p>重要な後発事象の内容と決算への影響</p> <p>追記情報に関する事項</p> <p>監査役等監査の実施状況</p> <p>半期報告書に関する事項</p>	<p>行及び使用人の</p> <p>業務に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合は、監査役等へ報告</p>
<p>期末監査時</p>	<p>監査人による監査の実施状況</p> <p>会計監査人の監査における「営業報告書及び附属明細書の会計に関する部分確認書」</p> <p>監査人の監査報告書の記載内容</p> <p>監査意見（会計方針、会計処理及び表示）</p> <p>継続企業の前提に関する事項</p> <p>不正、誤謬、違法行為及び内部統制の不備等</p> <p>重要性のない未修正の事項とそれについての</p> <p>監査人の判断</p> <p>重要な後発事象の内容と決算への影響</p> <p>追記情報に関する事項</p> <p>監査人の意見表明に係る審査の結果</p> <p>監査役等監査の実施状況</p> <p>有価証券報告書に関する事項</p>	<p>会計監査人の</p> <p>監査の相当性を判断するに必要とされる十分な情報提供と説明・意見交換</p> <p>会計監査人が取締役の職務執行及び使用人の業務に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合は、監査役等へ報告</p>

（注） 表中「会計監査人」との記載は「監査人」と、また、「監査人」との記載は「会計監査人」と、必要に応じて適宜それぞれ読み替えるものとする。

以 上